

『感染予防対策実施宣言書』

～感染予防対策の実施にご協力願います～



～事業者様向け利用方法～

「感染予防対策実施宣言書」とは

新型コロナウイルス感染症の**拡大防止を図りつつ、事業を実施していく**ためには、事業所(店舗・施設等)での感染防止対策の徹底が重要です。

そこで、事業者の方向けに、**2種類の宣言書を用意**しました。各事業者は業種ごとのガイドライン等を参考に、各事業の形態に応じて、**感染予防対策を自主的・積極的に**進めていただきますようお願いいたします。

宣言書 1



宣言書 2



「感染予防対策実施宣言書」を店舗等の目立つところに**掲示**いただくことで、県民の皆様が**安心して利用できる店舗**であることをお知らせすることができます。

事業者の皆様、店舗等の**利用者への安心の提供と感染拡大防止**のため、ぜひ、この取組にご協力ください。

宣言書の取得方法

本県独自の感染拡大防止システムである『もしサポ滋賀』申請フォームに必要事項を記入し、店舗等が行う感染予防対策を選択することで、施設・店舗名および感染防止対策が印字された**「感染予防対策実施宣言書」**を取得できます。

『もしサポ滋賀』を導入いただくことを前提としており、宣言書のみを取得することは、できません。



以下のURLまたはQRコードからサイトにアクセスして発行申請してください。

<https://shiga.qr.liny.jp/entry>




宣言書の種類（宣言書 1）

宣言書 1

- 施設・店舗等が実施している具体的な感染予防対策を来訪者に示すためのものです。
- もしサポ滋賀の申請フォーム上で、実施している主な感染予防対策を選択肢から選んだ項目が記載されます。…… 
- もしサポ滋賀の申請フォーム上で、入力した内容が記載されます。…… 

私たちは **新型コロナウイルス** 感染予防対策を実施しています

 **衛生対策**



- 従業員の手洗い、手指消毒
- 従業員のマスクの着用
- 大皿等での提供を避ける
- 備品などの定期的な消毒・清掃
- アクリル板やパーテーションの設置

「三密」対策



- 入場人数の制限・滞在時間の制限
- 頻繁な換気
- 間隔を空けた座席配置
- 会計時のお客様同士の間隔の確保
- 多人数利用の制限

『もしサポ滋賀』

店舗・施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合、県からLINEメッセージでお知らせします。

<特定キー>

施設・店舗名 部屋・会議室名

宣言書の種類（宣言書 2）

宣言書 2

- 感染予防対策を実施している店舗・施設であることを来訪者に一目で分かりやすく示すためのものです。
- 施設、店舗の入り口などで掲示していただくことを想定しています。
- もしサポ滋賀の申請フォーム上で、店舗、施設、イベントの3種類から選択した項目が印刷されます。……

iii



Mother Lake

コロナ対策 実施店舗

iii



私たちは感染予防対策を
徹底しています。

感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」

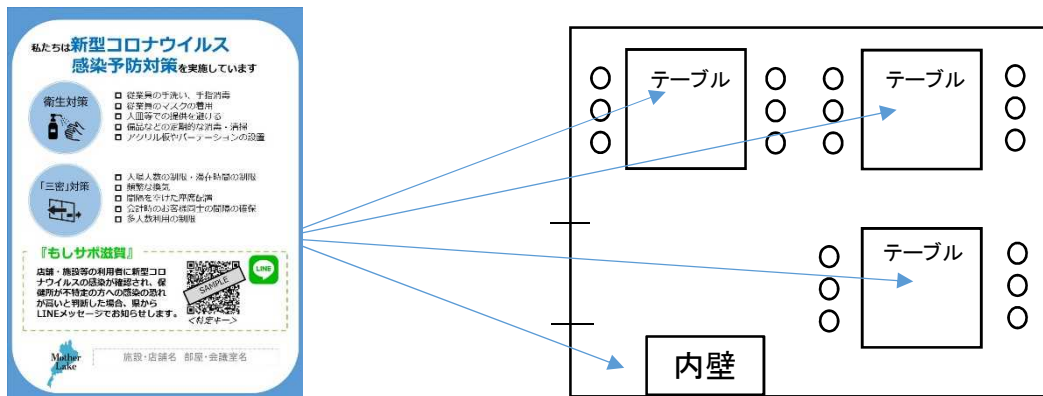
 店舗・施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが強いと判断した場合、早急からLINEメッセージでお知らせします。
あなたと大切な人を守るため、ご利用をお願いします。

<規定キー>

宣言書の掲示例

宣言書 1 (主に施設内掲示を想定)

施設・店舗内に**掲示** (場合によっては複数掲示) いただくことで、施設・店舗が実施している具体的な予防対策を来訪者に示していただくことを想定しています。

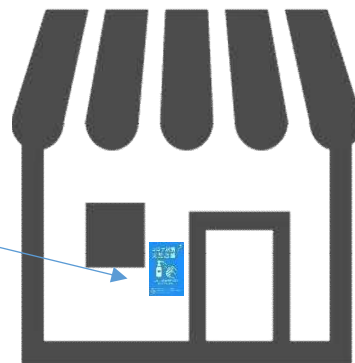


(飲食店をイメージ)

例えば、飲食店等ではテーブルごとに宣言書 1 を設置すると、感染予防対策を分かりやすくお知らせできます。

宣言書 2 (主に施設入口掲示を想定)

それぞれの事業者が施設・店舗の入り口等において、掲示いただくことを想定しています。



利用にあたっての注意事項

- 宣言書は、本県独自の感染拡大防止システムである『もしサポ
滋賀』を導入いただくことを前提に取得できます。宣言書のみを
取得することは、**できません**。
- 宣言書 1 に記載される衛生対策・三密対策は、代表的な対
策から選んでいただくものです。各店舗、施設等は、**業種ごと
のガイドライン等**を参考に、事業の形態に合わせ、感染予防
対策を**自主的・積極的に進めていただきます**ようお願いします。
- 「感染予防対策実施宣言書」の発行を受けた事業者に対し、
本県職員が**感染防止対策について直接確認**をさせていただく
場合があります。

よくある質問（Q&A）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/313896.html>



問合せ先

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話 077-528-1344

時間 9:00～17:00（平日のみ）